

# 令和6年度第3回庁議 会議録

[日 時] 令和6年5月31日（金）9時00分～9時30分

[場 所] 庁舎応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長、参与、各部局長及び危機管理監  
消防本部総括次長 代理出席

[会次第]

- 1 市長あいさつ
- 2 議 題  
(1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)
- 3 協議事項  
(なし)
- 4 連絡事項  
(なし)
- 5 その他

## 1 市長あいさつ

本日の議題にもあるように、市議会定例会が6月10日に開会予定である。会派説明については、5月27日から29日に開催され、そこでも質疑応答があったと思うが、6月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

## 2 議題

- (1) 市議会定例会提出議案について (関係部局)

市議会定例会提出議案について説明をお願いします。

企画部から、報告2件、予算議案1件と会派説明の結果について説明。  
報告第11号「継続費繰越計算書の報告」については、一般会計において継続費を設定して進めている、市庁舎大規模改修事業など4事業に係る継続費繰越計算書の報告で、令和5年度予算額に対する未執行額を令和6年度へ逡次繰越したものである。

報告第15号「繰越明許費繰越計算書の報告」については、令和5年度一般会計における地籍調査事業費、物価高騰対応重点支援給付金事業費など36事業に係る繰越明許費繰越計算書の報告で、国の令和5年度補正予算に対応したこと、地元調整等に不測の日数を要したことなどから、事業費の一部を令和6年度に繰越したものである。

議案第50号「令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第1号）」については、国等の補助内示があった事業等を補正するもので、上部東西線改良事業等の公共事業をはじめ、旧雇用促進住宅解体事業の単独事業のほか、民間木造住宅耐震診断事業費等の施策費及び経常経費について予算措置するものであり、今回の補正は6億7,450万2千円の追加である。

追加提出を予定している「令和6年度新居浜市一般会計補正予算（第2号）」については、定額減税補足給付金支給事業費等の施策費について予算措置するもので、今回の補正は歳入歳出それぞれ14億4,245万9千円の追加である。

上下水道局から、報告5件、議案2件について説明。

報告第12号、第13号及び第14号「継続費繰越計算書の報告」については、水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計において継続費を設定して進めている、「滝の宮送水場整備事業」、「工業用水道施設強靱化事業」、「港町雨水ポンプ場改築事業」、「雨水ポンプ場改築事業」及び「下水処理場改築事業」に係る「継続費繰越計算書」の報告で、令和5年度予算額の未執行額を今年度へ通次繰越したものである。

報告第16号及び第17号「繰越計算書の報告」については、水道事業会計及び公共下水道事業会計における「資本的支出」に係る繰越計算書の報告で、関連工事の遅延等から事業費の一部を本年度へ繰越したものである。

議案第49号、「新居浜市水道事業等の設置及び経営の基本に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、昨年度行った公共下水道事業計画・都市計画下水道の変更に合わせて、排水区域、排水人口及び最大処理能力の見直しを行おうとするものである。

議案第51号、「令和6年度新居浜工業用水道事業会計補正予算（第1号）」については、令和6年度工業用水道事業費補助金の内示を受け、資本的収入に国庫支出金3,110万円を追加するものである。内容としては、工業用水道施設の強靱化を推進するための配水管布設工事に対し、経済産業省より令和6年度工業用水道事業費補助金に関する内示通知を受け、当初予算を補正するものである。

市民環境部から、議案3件について説明。

議案第43号から第45号まで、「工事請負契約について」で、いずれも清掃セ

ンターの設備更新に関するものである。

議案第43号「令和6年度清掃センター定期点検整備工事」については、4億2,163万円で、「日鉄環境エネルギーソリューション株式会社」と、議案第44号「清掃センター粗大ごみ処理施設基幹的設備改良工事」については、12億7,050万円で、「日鉄エンジニアリング株式会社」と、議案第45号「清掃センターリサイクル推進施設基幹的設備改良工事」については、3億8,500万円で、「メタウォーター株式会社関西営業部」と、それぞれ随意契約を締結しようとするものである。

消防本部から、議案1件について説明。

議案第46号、「新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会の設置」については、新居浜市・西条市・四国中央市の3市において、消防指令に関する事務を共同して管理し、及び執行することについて、地方自治法第252条の2の2第1項の規定により規約を定め協議会を設置するものである。なお、地方自治法の規定により、西条市及び四国中央市においても同一内容の議案を審議し、議決が得られたのち、関係市で協議を行い、新居浜市・西条市・四国中央市消防指令事務協議会を設置し、県知事へ届け出る手順となっている。

追加提出を予定している「財産の取得」について、1件目は、小型動力ポンプ付水槽車1台、2件目は、水槽付消防ポンプ自動車1台、3件目は、消防ポンプ自動車1台、4件目は、高規格救急自動車1台を取得するものである。

福祉部から、議案第47号及び第48号について説明。

議案第47号「新居浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例及び新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」の制定について、「介護保険法施行規則」の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備であり、条文整備のみの内容である。

議案第48号「新居浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例」の制定については、令和6年12月2日から健康保険証が廃止されることに伴い、子ども医療費助成事務及び重度心身障がい者医療費助成事務に必要な医療保険給付関係情報の取得のため、情報提供ネットワークシステムを利用した独自利用事務の情報連携及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、政令等の公布に伴い、準法定事務として新たに追加された事務と条例規定事務の重複分の整備を目的に条例の一部を改正するものである。

教育委員会から、追加提出を予定している「財産の取得」について、説明。

瀬戸町の学校給食センターに設置している既存のコンテナ洗浄機一式について

は、20年以上が経過し老朽化していることに加え、本年9月以降、配送先に小学校が加わることに伴い、更新したコンテナに対応したものに変更しようとするものである。

総務部から、追加提出予定の人事議案について説明。

新居浜市消防委員会の委員の委嘱については、消防委員の欠員及び任期満了に伴う新たな委員の委嘱について、議会の同意を求めるものである。

3 協議事項  
(なし)

4 連絡事項  
(なし)

5 その他  
(なし)